中津市重度心身障害者医療費の支給に関する条例(昭和50年中津市条例第44号)による重度心身障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	大分県
3. 市区町村名	中津市
4. 届出番号	12
5. 独自利用事務の事例番号	109-1: 重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令 で定めるもの	中津市重度心身障害者医療費の支給に関する条例(昭和50年 中津市条例第44号)による重度心身障害者医療費の助成に関 する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	109	
④番号法第9条第2項に基 づき定める条例の名称及び ①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の3 中津市重度心身障害者医療費の支給に関する条例(昭和50年中津市条例第44号)による重度心身障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第一条	中津市重度心身障害者医療費の支給に関する条例(昭和50年 中津市条例第44号)第1条

⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、(障害者及び障害児)が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の(福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する)ことを目的とする。	(目的) この条例は、(重度心身障害者) に対し、医療費の一部を支給することにより、(福祉の増進を図る) ことを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		中津市重度心身障害者医療費の支給に関する条例(昭和50年 中津市条例第44号) 中津市重度心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則(昭和58年中津市規則第8号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号	中津市重度心身障害者医療費の支給に関する条例第6条
事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての 審査に関する事務	中津市重度心身障害者医療費の支給に関する条例(昭和50年 中津市条例第44号)第6条の受給資格の認定・審査に関する 事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号41	中津市重度心身障害者医療費の支給に関する条例第3条
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの
③提供を求める特定個人情 報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号42	中津市重度心身障害者医療費の支給に関する条例第3条

②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの
③提供を求める特定個人情 報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号イ3	中津市重度心身障害者医療費の支給に関する条例第3条
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの
③提供を求める特定個人情 報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号44	中津市重度心身障害者医療費の支給に関する条例第3条
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの
③提供を求める特定個人情 報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号45	中津市重度心身障害者医療費の支給に関する条例第3条
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの
③提供を求める特定個人情 報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報6		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号46	中津市重度心身障害者医療費の支給に関する条例第3条

②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの
③提供を求める特定個人情 報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報7		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号ロ	中津市重度心身障害者医療費の支給に関する条例第3条
②情報提供者	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの	中津市重度心身障害者医療費の支給に関する条例第3条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項4号	中津市重度心身障害者医療費の支給に関する条例第12条第 1項
事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律施行令第三十二条第一項の申請内容の変更の届出に係る事 実についての審査に関する事務	中津市重度心身障害者医療費の支給に関する条例(昭和50年 中津市条例第44号)第12条第1項の届出・審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項4号イ1	中津市重度心身障害者医療費の支給に関する条例第3条 中津市重度心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則第 8条第4号
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの
③提供を求める特定個人情 報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報
性守伊人桂却2		

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項4号42	中津市重度心身障害者医療費の支給に関する条例第3条 中津市重度心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則第 8条第4号
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの
③提供を求める特定個人情 報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項4号43	中津市重度心身障害者医療費の支給に関する条例第3条 中津市重度心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則第 8条第4号
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの
③提供を求める特定個人情 報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項4号44	中津市重度心身障害者医療費の支給に関する条例第3条 中津市重度心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則第 8条第4号
①根拠規定 ②情報提供者	番号法別表第二主務省令55条 の2項4号44 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの	中津市重度心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則第
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行	中津市重度心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則第 8条第4号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行
②情報提供者 ③提供を求める特定個人情	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの	中津市重度心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則第 8条第4号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの
②情報提供者 ③提供を求める特定個人情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの	中津市重度心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則第 8条第4号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの

③提供を求める特定個人情 報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報6		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項4号イ6	中津市重度心身障害者医療費の支給に関する条例第3条中津 市重度心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則第8条 第4号
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの
③提供を求める特定個人情 報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報7		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項4号ロ	中津市重度心身障害者医療費の支給に関する条例第3条 中津市重度心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則第 8条第4号
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの
③提供を求める特定個人情 報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関 する情報
備考		

届出情報

届出日	2023年10月11日
独自利用事務の対象者	重度心身障害者
番号法第9条第2項の条例 に規定した日	2016年03月25日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	3

保護評価書の名称	重度心身障害者医療費助成に関する事務
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E4%B8%AD%E6%B4%A5%E5%B8%82&ev_name=%E9%87%8D%E5%B8%865%BF%83%E8%BA%AB%E9%9A%9C%E5%AE%B3%E8%80%85%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB%E5%8A%A9%E6%88%90%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%BB%E4%BA%8B%E5%8B%99&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=4&opn_date_from_year=5&opn_date_from_day=18&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=5&opn_date_to_month=10&opn_date_to_day=18&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2
委任関係	

Copyright © 2021 Personal Infomation Protection Commission, Government of Japan All Rights Reserved.